

令和6年度 更新手続きにかかるよくある質問と回答

※令和6年度特定医療費(指定難病)医療受給者証更新手続きのご案内(P7)にもよくあるお問い合わせが掲載されています。※

区分	質問	回答
申請	申請書の書き方を教えてほしい。	更新申請案内に同封されている記入例をご参照ください。 特定医療費(指定難病)支給認定申請書(更新用)には、現在お持ちの受給者証の情報を印字しています。現在の状況と比べていただき、修正や追加が必要な部分に加筆してください。 また、修正内容によって特定医療費支給認定変更届出書、変更申請書が必要になります。詳細については「指定難病の医療費助成に係る各種申請について」のページをご覧ください。
申請	書類はいつまでに出せばよいのか。	「特定医療費(指定難病)医療受給者証更新手続きのご案内」の1ページをご覧ください。 申請期限は9月30日(月)です。 令和6年7月31日までに申請いただいた場合、受給者証は9月半ば頃から順次発送する予定です。 書類の提出が8月以降であったり、書類不備や臨床調査個人票に疑義があった場合には、審査が完了次第、順次発送しますが、受給者証の発送が10月1日以降になることがあります。 また、申請期限を過ぎてしまった場合、新規申請が必要となりますので、ご注意ください。
申請	提出は家族(本人以外)が行ってもよいのか。	ご家族等が申請者に代わって提出に来ることができます。 申請者は患者本人(18歳未満の場合は保護者)としてください。
申請	変更手続きなのに更新申請書に印字されていない。	更新申請書を発行した時点における受給者証の情報を印字しております。このため、手続きが反映されていない場合は、お手数ですが更新申請書を手書きで修正し、必要書類をつけてご提出ください。
申請	健康保険証のコピーは、変更していなくても毎回必要なのか。	健康保険証は受給者証にも印字する重要な情報です。 受給者証にある健康保険証の情報とお手元の健康保険証が異なっていると、医療機関で利用ができない場合があります。このため、健康保険証の内容に前回から変更がなくても更新申請書に併せてご提出いただき、最新の状況を確認させていただいています。
申請	健康保険証のコピーの代わりにマイナンバーカードのコピーでもよいのか。	健康保険証に記載された情報(保険者名称、記号、番号等)を確認するため、健康保険証のコピーをご提出ください。
申請	自己負担上限額管理票を提出する必要があるか。	軽症高額該当基準又は高額難病治療継続者の特例事項を申請する場合は、該当期間の自己負担上限額管理票のコピーをご提出ください。

申請	住民票の提出は必要か。	住民票の提出は不要です。 住民票をマイナンバーの番号確認書類として使用する場合は、必要です。
申請	前回マイナンバーを書いたのに今回も書かなければならないのか。	申請書の個人番号欄に「*」が入っている方は、記入不要です。空欄となっている場合は、ご記入ください。 前回ご記入いただいても、本人確認書類の提示(提出)ができていなかった場合には、この欄は空欄になっています。 改めて、ご案内の3ページの必要書類をご用意のうえ、再度記入をお願いいたします。
申請	送付先のフリガナや電話番号のほか、患者との続柄が前回記入したのに印字されていない。	お手数ですが、印字されていない箇所についてはご記入ください。 患者との続柄について、本人である場合は記入不要です。
申請	支給認定基準世帯員とは誰か。	支給認定基準世帯員とは、自己負担上限月額を算定する際に対象となる方をいいます。 ご加入の健康保険等によって異なりますので、ご加入の健康保険をご確認の上、ご案内6ページをご覧ください。
申請	住所(送付先)が変わる(変わった)が、更新手続の他に変更手続をする必要があるか。	更新申請で提出いただく情報は10月以降の受給者証に反映するものです。 現在の受給者証についても変更がある場合、更新申請とは別に特定医療費支給認定変更届出書をご提出ください。
申請	健康保険が変わる(変わった)が、更新手続の他に変更手続をする必要があるか。	更新申請で提出いただく情報は10月以降の受給者証に反映するものです。 現在の受給者証についても変更がある場合、更新申請とは別にできるだけ早く特定医療費支給認定変更届出書をご提出ください。
申請	課税対象とならない収入について、遺族年金や障害年金等に老齢年金は含まれるのか？	含まれません。老齢年金の振込通知書等の添付は不要です。
申請	これから引越しをするが、どうすればよいか。	状況によりご案内が異なりますので、疾病対策課(042-769-8324)へお問い合わせください。
申請	更新申請は毎年必要か。	医療費の助成の継続を希望される場合には、毎年更新手続が必要です。 受給者証の有効期間は、難病法省令第31条に1年以内とあり、その期間を超えて特定医療費の支給を受けたい場合はあらためて申請が必要です。

特例事項	「軽症高額に該当する」に○をするとどうなるのか。	指定難病に係る病状が厚生労働大臣の定める基準に満たない場合であっても、指定難病とそれに付随する医療費が高額な場合に、医療費助成を受けることのできる特例となります。(認定後の自己負担上限月額には変更ございません。) 申請にあたっては別途提出が必要な書類がございますので、詳しくはご案内の4～5ページをご確認ください。
特例事項	「高額難病治療継続者(高額かつ長期)に該当する」に○をするとどうなるのか。	市民税課税世帯の方が高額難病治療継続者として認定された場合、自己負担上限月額が軽減されます。 申請にあたっては別途提出が必要な書類がございますので、詳しくはご案内の4～5ページをご確認ください。 認定後の上限額については、ご案内の5ページ『医療費助成の内容と自己負担上限月額について』にある高額難病治療継続者の欄をご覧ください。
特例事項	「人工呼吸器等装着(人工呼吸器又は体外式補助人工心臓を24時間使用している)」に○をした方がよいのか。	人工呼吸器等装着者は、指定難病に起因して人工呼吸器等を装着している場合に限られ、臨床調査個人票の人工呼吸器等に係る欄の記載が、以下の要件を満たす方が対象となります。 人工呼吸器使用: 次の①～③の項目すべてに該当すること。 ①一日中施行している。 ②離脱の見込みがない。 ③食事、車椅子とベッド間の移動、整容、トイレ動作、入浴、歩行、階段昇降、着替え、排便及び排尿コントロールにおいて「部分介助」又は「全介助」を必要とする。 体外式補助人工心臓: 体外式補助人工心臓(ペースメーカーではありません)を使用していること。
臨床調査個人票	臨床調査個人票(診断書)の書き方を教えてほしい。	臨床調査個人票は難病指定医が記載するものなので、主治医にご相談ください。 更新の場合は「難病指定医」又は「協力難病指定医」が臨床調査個人票を作成することができます。
臨床調査個人票	主治医が(協力)難病指定医でない場合、臨床調査個人票は誰に書いてもらえるのか。	難病指定医、協力難病指定医をご紹介いただくなど、まずは主治医にご相談ください。 相模原市のホームページ上で、本市で指定している難病指定医・協力難病指定医の氏名と主な勤務先医療機関を掲載しておりますので、ご確認ください。 なお、本市以外の都道府県又は指定都市で指定された難病指定医、協力難病指定医が作成した臨床調査個人票でも申請できます。
臨床調査個人票	臨床調査個人票に記載がある検査はすべて行わなければならないのか。	認定基準を満たす内容の記載がされていれば、検査をすべて行う必要はありませんが、基準を満たしていることを確認するために必要な検査項目の記載がない場合には、保留又は不認定となることがあります。
臨床調査個人票	臨床調査個人票はコピーでも提出可能か。	コピーでは受付できません、原本をご提出ください。

臨床調査個人票	臨床調査個人票の日付が古い提出可能か。	記載日から原則3か月以内の臨床調査個人票の提出をお願いしています。
臨床調査個人票	臨床調査個人票の料金が低い。どのように決めているのか。	臨床調査個人票の発行手数料は、個々の病院で定めているものです。 (文書作成料の助成はありません。)
証発行	申請を出したが、いつごろ受給者証は発行されるか。	一次締切(7月31日)までに申請があり、申請書類の不足や臨床調査個人票の疑義等がない方については、9月中旬以降、受給者証をお届けできるよう発送準備を進めております。 申請書類の不足、審査保留の場合等は、別途お知らせをいたします。
証発行	死亡(又は転出)しているのに新しい受給者証が届いた。	受給者証返納のお届けはもうされていますか。 されていない場合には、お手数ですが医療受給者証返納届出書のご提出をお願いします。 既に医療受給者証返納届出書を提出済みの場合には行き違いになりますので、ご容赦ください。
その他	郵便を出してから、不足の書類があることに気づいてしまった。	不足していた書類に氏名・住所・受給者番号・連絡先・提出日がわかるメモをつけて、ご提出いただきますようお願いいたします。
その他	令和6年1月1日に相模原市に住んでいなかった場合はどうすればいいか。	令和6年1月1日時点でお住まいの市町村に、課税状況の確認をしますので、他市町村にお住まいだった方の氏名及び令和6年1月1日現在の住所を更新申請書の裏面にご記入ください。(海外居住の場合は国名をご記入ください)
その他	申請書裏面の臨床調査個人票の研究利用に関するご説明について聞きたい。	難病法の趣旨として、公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立と難病の医療に関する調査及び研究の推進が位置づけられています。このため、提出された臨床調査個人票のうち研究利用について申請者の同意を得られているものについては臨床調査個人票の情報を研究機関へ提供いたします。 申請書表面の同意欄(黄色部分)について、同意する、同意しないのいずれかにチェックをして、ご提出ください。 ※認定の結果には関係ありません。
その他	「日常生活についてのおたずね」とはどういうものか。	保健センターの保健師が療養に関する相談をお受けする際のアンケートです。提出がなくても、受給者証の審査に影響はありません。 保健センターでは患者さんやご家族からの相談に随時のっておりますので、他の申請書類とあわせてぜひご提出をお願いいたします。
その他	今使っている自己負担上限額管理票はどうしたら良いか。	自己負担上限額管理票は記入する枠が空いているのであれば、続きから指定医療機関に記入いただいても構いません。 (新しい管理票でも可) 軽症高額該当基準や高額難病治療継続者の特例事項の根拠資料となりますので、今使っている管理票も大切に保管しておいてください。

その他	新しく届いた受給者証を誤って破棄してしまった。(紛失してしまった)	お手数ですが医療受給者証再交付申請書をご提出ください。
その他	指定医療機関の欄に指定医療機関名が記載されていない。	<p>指定医療機関の記載については、法改正に伴い包括的な記載に変更となりましたので、個別の医療機関名は記載しておりませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、有効期間内の指定医療機関の追加や削除については、変更のお手続は必要ありません。</p>
その他	受給者証が届いたが現在の状況と違う箇所があった。(変更手続をしていない)	<p>お手数ですが、変更のお手続をお願いします。</p> <p>変更内容によってお手続が異なります。「指定難病の医療費助成に係る各種申請について」のページをご覧ください。</p>